

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二二)
- 労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同二三)

〔告 示〕

- 紛失の届出により失効した旅券の告示(外務一〇一)
- 政府が承継した独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構債権に係る国債の取扱い等に関する省令第一條の規定に基づき政府が承継した独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構債権に係る国債の告示(財務五六、五七)
- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働四五)
- 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(農林水産一九〇)
- 道路に関する件(東北地方整備局九、一三)
- 道路に関する件(中部地方整備局一四、一五)
- 道路に関する件(四国地方整備局二二、二四)
- 道路に関する件(北海道開発局二〇)

〔官庁報告〕

官庁事項

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画変更の公表について(総務省)

関東地方整備局公示(関東地方整備局)
北陸地方整備局公示(北陸地方整備局)
中部地方整備局公示(中部地方整備局)
中国地方整備局公示(中国地方整備局)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

除権決定、破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、プログラムの著作物に係る登録関係

地方公共団体

公示送達、旅行者営業保証金の権利実行申立てに係る公告、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省

令

○厚生労働省令第二十二号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月二日

厚生労働大臣 舛添 要一

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三百八十八号を第三百八十九号とし、第二百四十号から第三百八十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二百三十九号の次に次の一号を加える。

二百四十 ナイシン

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十三号

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二十七条第一項、第三十六条、第六十六条第一項、第一百三十一条及び第一百三十二条の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月二日

厚生労働大臣 舛添 要一

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第十六条」を「第二十三条」に改める。
第四十四条第二項第一号中、「第四十四条の二及び第四十六条」を「及び第四十四条の二」に改める。

第四十四条の二第一項中「学校保健法第四条又は第六条」を「学校保健安全法第十一条又は第十三条」に改める。
第四十六条を次のように改める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第五百五十二条第四号を次のように改める。

四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限つて臨時にこれを取りはずすことができる。

イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり

ロ 高さ三十五センチメートル以上五十七センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「中さん等」という。)

第五百六十三条第一項中「除く。」の下に「第三号において同じ。」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場にあつてはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあつてはハに掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

イ 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下のさん若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

ロ 手すりわく

ハ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等

第五百六十三条第一項に次の一号を加える。

六 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十七センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。

第五百六十七条中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「手すり等」を「第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備」に改め、同条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

第五百六十七条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

第五百六十七条に次の一項を加える。

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

第五百六十八条中「行なう」を「行う」に、「前条第一号から第四号まで、第六号及び第八号」を「前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号」に改める。

第五百七十五条の六第四号中「次に定めるところにより、手すり等」を「手すり等及び中さん等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）」に改め、「性質上手すり等」の下に「及び中さん等」を、「臨時に手すり等」の下に「又は中さん等」を加え、イからハまでを削る。

第五百七十五条の八第七号中「手すり等」の下に「及び中さん等」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

第五百七十五条の八に次の一項を加える。

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

第六百五十五条第二号二中「手すりの」を「第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び」に改め、同号中子をりとし、ホからトまでを一つずつ繰り下げ、二の次に次のように加える。

ホ 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

第六百五十五条に次の一項を加える。

2 注文者は、前項第二号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

第六百五十五条の二第二号ト中「千すり等」の下に「及び中さん等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 注文者は、前項第二号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、作業橋台を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

様式第五号②(薬用)中「密着ハネ部を密着させるための密着剤」を、「密着剤としてハネ部を密着」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、第十三条第二項、第四十四条第二項第一号、第四十四条の二第一項、第四十六条及び様式第五号②(薬用)の改正規定については、同年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二條 前条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第三條 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の項中「第二十二條第

三項」を「第二十三條第四項」に、

第 三 百 九 十 九 条 の 規 定 に よ る 記 録 の 保 存	第 三 百 九 十 九 条 の 規 定 に よ る 記 録 の 保 存
-------------------------------------	-------------------------------------

三百九十九条の規定による記録の保存

五百六十七條第三項の規定による記録の保存

五百七十五條の八第三項の規定による記録の保存

に、

第五百九十条第二項(第五百九十一条第二項、第六百七条第二項及び第六百七十二條による記録の保存

二項、第五百九十二条第二項、第六百三條第二項において準用する場合を含む)の規定に

を

第五百九十条第二項(第五百九十一条第二項を含む)、第五百九十二条第二項、第六百三條第二項及び第六百七十二條の規定による記録の第六百五十五條第二項の規定による記録の第六百五十五條の二第二項の規定による記

に改める。

項(第六百七条第二項において準用する場合第三條第二項及び第六百七十二條第二項において保存

録の保存

別表第二労働安全衛生規則の項中「第二十三條第三項」を「第二十三條第四項」に、

九条の規定による記録

を

第三百九十九條の規定による記録
第五百六十七條第三項の規定による記録
第五百七十五條の八第三項の規定による記録

に

記第第

五百九十条第二項(第五百九十一条第二項、第五百九十二条第二項、第六百三條第二項、第六百七条第二項及び第六百七十二條第二項)の規定による

を

第五
を
第六
第六

百九十条第二項(第五百九十一条第二項、第六百七条第二項において準用する場合を含む)、第五百九十二条第二項、第六百三條第二項及び第六百七十二條第二項)の規定による記録

に改める。

百五十五條の二第二項の規定による記録

告

示